

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 老人短期入所(予防)施設 ご利用料金表 (令和7年 8月1日改定)

SS

介護報酬内容		基本単位	サービス提供強化加算Ⅱ	日額(目安)	4段階以上 1日計算(円) (住民税課税世帯の方)				第3段階 1日計算(円) (世帯全員が住民税非課税であって、①収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方②収入額が120万円を超える方)						第2段階 1日計算(円) (住民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年間80万円以下の方)				第1段階 1日計算(円) (世帯全員が市長村民税非課税である高齢福祉年金受給者の方・生活保護受給の方)				
	要介護度		単位/日	保険給付対象分(1割分)	居住費(1231円/日)	食費(1445円/日)	1割負担合計金額(円)	2割負担合計金額(円)	3割負担合計金額(円)	保険給付対象分(1割分/日)	居住費(880円/日)	①食費(1000円/日)上限	②食費(1300円/日)上限	①の方/合計目安金額(日)	②の方/合計目安金額(日)	保険給付対象分(1割分/日)	居住費(480円/日)	食費(600円/日)上限	合計目安金額(日)	保険給付対象分(1割分/日)	居住費(380円/日)	食費(300円/日)	合計目安金額(日)
併設短期入所施設サービス費 (従来型個室(一人部屋))	要支援1	451	18	469	1,231	1,445	3,145	3,614	4,083	457	880	1,000	1,300	2,349	2,637	457	480	600	1,537	457	380	300	1,137
	要支援2	561		579			3,255	1,158	1,737	567				2,459	2,681	567			1,647	567			1,247
	要介護 1	603		621			3,297	1,242	1,863	608				2,501	2,722	608			1,688	608			1,288
	要介護 2	672		690			3,366	1,380	2,070	678				2,570	2,791	678			1,758	678			1,358
	要介護 3	745		763			3,439	1,526	2,289	751				2,631	2,863	751			1,831	751			1,431
	要介護 4	815		833			3,509	1,666	2,499	821				2,713	2,932	821			1,901	821			1,501
	要介護 5	884		902			3,578	1,804	2,706	890				2,782	3,000	890			1,970	890			1,570
	併設短期入所施設サービス費 (多床室(2・4人部屋))	要支援1		451			18	469	915	1,445				2,829	3,298	3,767			457	430			1,000
要支援2		561	579	2,939	1,158	1,737		567			1,997	2,297	567	1,597	567	867							
要介護 1		603	621	2,981	1,242	1,863		608			2,038	2,338	608	1,638	608	908							
要介護 2		672	690	3,050	1,380	2,070		678			2,108	2,408	678	1,708	678	978							
要介護 3		745	763	3,123	1,526	2,289		751			2,181	2,481	751	1,781	751	1,051							
要介護 4		815	833	3,193	1,666	2,499		821			2,251	2,551	821	1,851	821	1,121							
要介護 5		884	902	3,262	1,804	2,706		890			2,320	2,620	890	1,920	890	1,190							

※利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「確認証」をお持ちの利用者様は食費、居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階／15,000円。第3段階／24,600円。第4段階／37,200円(但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の)

* その他の介護給付サービス加算(下記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合上記の合計金額に変動が生じます)。

・介護職員処遇改善加算Ⅰ＝所定単位数(基本単位+加算単位)×14.0%

加算	加算条件	加算単位
送迎加算	送迎を利用された際、片道(1回)にて算定。	184

* 一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。(負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの)。

従来型個室(一人部屋)	第4段階:1231円 第3段階:880円 第2段階:480円 第1段階:380円
多床室	第4段階:915円 第3、2段階:430円 第1段階:負担なし

* 食事については、下記の料金にて計算しご負担いただきます。(負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの)。

※食事単価(日額:1445円)	朝食	昼食	夕食	・利用中に実際に召し上がった食事数に応じて算定いたします。
	400円	525円	520円	・1日の負担限度額を超えない範囲でご負担いただきます。

(注意点)

・第4段階以上の方につきましては、各保険者から送られてくる負担割合証の割合によって、利用料金が異なります。・2割負担以上の方は、基本単位、各種加算の他介護職員処遇改善加算についても負担の割合の対象となります。

・利用者負担限度額症の適用を受け、市町村より発行された「介護保険負担限度額証」をお持ちのご入居者は、居住費・食費の負担が軽減されます。

・(長期利用者対象)連続して30日を超える日数を利用された方は、31日目以降、基本単位数から30単位減額となります。1度退所となった場合は、再度基本単位に戻ります。